

合併協議会だより

3号

2004年
2月発行

編集・発行／高松市・塩江町合併協議会事務局



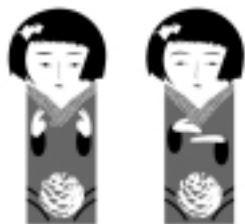
玉藻城（高松市）



ピカちゃん



行基の湯（塩江町）



高松市都市イメージキャラクター

合併協議会の第5回会議から第7回会議
が開催され、「町名・字名の取扱い」、
「地方税の取扱い」などが確認されました。

合併後の塩江町地域における町名・字名の取扱いが確認されました！

- 町の区域 現在の塩江町の大字の区域
- 町の名称 次のとおり
 - 塩江町上西甲 塩江町上西乙
 - 塩江町安原上 塩江町安原上東
 - 塩江町安原下
 - 塩江町安原下第1号
 - 塩江町安原下第2号
 - 塩江町安原下第3号

住所表示の事例

(現在) 香川郡塩江町大字上西甲〇〇番地〇
(大字)



(合併後) 高松市塩江町上西甲〇〇番地〇
(町名)

第5回会議の概要

11月10日（月）に、合併協議会第5回会議が高松市役所で開催されました。

会議の概要は、次のとおりです。

■報告事項

次の事項について報告されました。

報告第7号〜第8号

・建設計画の構成等について
左記のとおり建設計画の構成

成を定めました。
・行政制度等の現況調査の整理状況について

■協議事項

第4回会議で提案された協議第5号から第7号までが原案どおり確認されました。

また、協議第8号が提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第5号（確認）

町名・字名の取扱いについて
1 ページのとおり確認されま

した。

協議第6号（確認）

慣行の取扱いについて

(1) 市章
高松市の市章を用いる。

(2) 市民憲章

高松市の市民憲章に統一する。ただし、塩江町の町民憲章については、その趣旨を尊重して、塩江地区のまちづくりの共同目標として継承していく。

(3) 都市宣言

高松市の都市宣言に統一する。

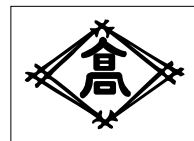
(4) 市木及び市花

高松市の市木（黒松）及び市花（つつじ）を用いる。ただし、塩江町の町木（やまざくら）及び町花（合歓（ねむ））については、塩江地区の推奨の木及び花とする。

協議第7号（確認）

特別職の職員の身分の取扱いについて

塩江町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身



分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

協議第8号（提案）

・地方税の取扱いについて



塩江町の木
《やまざくら》



高松市の木
《黒松》



塩江町の花
《合歓》



高松市の花
《つつじ》

建設計画の構成

I 序論

- 1 合併の考え方
- 2 計画策定の方針
(計画の趣旨・構成・期間・区域)

II 高松市と塩江町の概況

- 1 位置と地勢
- 2 人口と世帯数
- 3 交流人口
- 4 広域行政

III 基本方針

- 1 新しいまちづくり
(市の将来像と塩江町地域の役割)
- 2 基本目標
- 3 施策体系

IV 施策

- 1 事業名
- 2 事業内容
- 3 概算事業費（10か年間）

V 公共的施設の統合整備

行財政運営の効率化、有効利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮します。

VI 財政計画

合併特例法及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分に留意して策定します。



第6回会議の概要

12月8日（月）に、合併協議会第6回会議が高松市役所で開催されました。

会議の概要は、次のとおりです。

■報告事項

次の事項について報告されました。

報告第9号

・高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について（事務局職員の異動



による)

■協議事項

第5回会議で提案された協議第8号が原案どおり確認されました。

また、協議第9号から第11号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第8号（確認）

地方税の取扱いについて

5ページのとおりに確認されました。

協議第9号～第11号（提案）

- ・都市提携について
- ・電算システム事業について
- ・広聴広報事業について

第7回会議の概要

1月16日（金）に、合併協議会第7回会議が塩江町役場で開催されました。

会議の概要は、次のとおりです。

■協議事項

第6回会議で提案された協議第9号から第11号までが原案どおり確認されました。

また、協議第12号から第15号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第9号（確認）

都市提携について

高松市の都市提携については、継続する。

塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時まで、地域間交流等のあり方を含め、調整する。

協議第10号（確認）

電算システム事業について

電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。

統合に当たっては、合併時の稼働を目的とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。

ただし、高松市にないシステ

ムについては、塩江町のシステムに必要な改修を加え使用する。

協議第11号（確認）

広聴広報事業について

広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、現在、塩江町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱う。

（両市町の主な広聴広報事業の内容は、4ページを参照）

協議第12号～第15号（提案）

- ・消防団の取扱いについて
- ・国民健康保険事業の取扱いについて
- ・コミュニティ施策について
- ・その他の事業（女性政策）について



高松市・塩江町の主な広聴広報事業の内容

項目	現 況		合併後																																														
	高 松 市	塩 江 町																																															
広報紙	毎月2回発行	年6回発行	高松市の制度に統一します。																																														
点字広報	毎月1回発行（B5判、20ページ）	——																																															
声の広報	毎月1回発行（60分カセットテープ）	——																																															
テレホンブラウザシステム	携帯電話版ホームページ「もっと高松NAVI」の情報を音声化し、電話やFAXで情報を提供する。	——																																															
市・町政モニター	地域の問題や市政に関する考え方を、アンケートなどを通して分析するとともに、施設見学や市長との意見交換会などを開催し、市政に反映させる。	——																																															
市・町政出前トーク	市政のしくみや市の施策などについて、市職員が地域へ出向き説明するとともに、市民の意見・提言を市政に反映させる。	——																																															
市・町長への提言	手紙・電話・FAX・Eメールによる市長への提言を受け付け、原則として、個別に回答を行う。	高松市と同じ。																																															
ホームページ	各種の行政情報などを掲載	高松市と同じ。																																															
メールマガジン	毎月2回発行	——	高松市の制度に統一します。ただし、現在、塩江町で実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱います。																																														
相談事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市政相談</td> <td>月～金曜日</td> </tr> <tr> <td>一般相談</td> <td>月～金曜日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人権法律相談</td> <td>毎週月曜日</td> </tr> <tr> <td>毎週火曜日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">弁護士法律相談</td> <td>第1・3木曜日</td> </tr> <tr> <td>第2・4木曜日</td> </tr> <tr> <td>司法書士法律相談</td> <td>第2・4木曜日</td> </tr> <tr> <td>行政相談</td> <td>毎週水曜日</td> </tr> <tr> <td>税務相談</td> <td>第2金曜日</td> </tr> <tr> <td>戸籍相談</td> <td>第3金曜日</td> </tr> <tr> <td>経営相談</td> <td>年4回</td> </tr> <tr> <td>緑化相談</td> <td>第2・4火曜日</td> </tr> <tr> <td>環境行政相談</td> <td>第4金曜日</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談</td> <td>月～金曜日</td> </tr> <tr> <td>育児相談</td> <td>月～金曜日</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>月～金曜日</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、各担当部署で各種の相談事業（母子、交通事故、農業相談等）を実施しています。</p>	相談種別・内容		実施日	市政相談	月～金曜日	一般相談	月～金曜日	人権法律相談	毎週月曜日	毎週火曜日	弁護士法律相談	第1・3木曜日	第2・4木曜日	司法書士法律相談	第2・4木曜日	行政相談	毎週水曜日	税務相談	第2金曜日	戸籍相談	第3金曜日	経営相談	年4回	緑化相談	第2・4火曜日	環境行政相談	第4金曜日	消費生活相談	月～金曜日	育児相談	月～金曜日	健康相談	月～金曜日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政相談</td> <td>年11回</td> </tr> <tr> <td>一般相談</td> <td>月～金曜日</td> </tr> <tr> <td>心配ごと相談</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>農地相談</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>月2回</td> </tr> <tr> <td>人権相談</td> <td>月1回</td> </tr> </tbody> </table>	相談種別・内容	実施日	行政相談	年11回	一般相談	月～金曜日	心配ごと相談	月1回	農地相談	月1回	健康相談	月2回	人権相談	月1回
	相談種別・内容	実施日																																															
	市政相談	月～金曜日																																															
	一般相談	月～金曜日																																															
	人権法律相談	毎週月曜日																																															
		毎週火曜日																																															
	弁護士法律相談	第1・3木曜日																																															
		第2・4木曜日																																															
	司法書士法律相談	第2・4木曜日																																															
	行政相談	毎週水曜日																																															
	税務相談	第2金曜日																																															
	戸籍相談	第3金曜日																																															
	経営相談	年4回																																															
	緑化相談	第2・4火曜日																																															
	環境行政相談	第4金曜日																																															
消費生活相談	月～金曜日																																																
育児相談	月～金曜日																																																
健康相談	月～金曜日																																																
相談種別・内容	実施日																																																
行政相談	年11回																																																
一般相談	月～金曜日																																																
心配ごと相談	月1回																																																
農地相談	月1回																																																
健康相談	月2回																																																
人権相談	月1回																																																



地方税の取扱い

■合併後

地方税は、高松市の制度に統一します。

ただし、塩江町に係る個人市・町民税、法人市・町民税、軽自動車税、事業所税については、次のとおり取り扱うこととします。

★個人市・町民税の均等割の税率

★法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率

★軽自動車税の税率

合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施。

★事業所税

合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除。

主な地方税の税率など

税の区分		現況		合併後（平成16年度中に合併予定）	
		高松市	塩江町		
個人市・町民税	均等割（※1）	2,500円	2,000円	平成19年度までは現行どおり 平成20年度から高松市の制度に統一	
	所得割	両市・町とも同じ 3～10%			
法人市・町民税	均等割	制限税率（※2） 6～360万円	標準税率 5～300万円	平成19年度までは現行どおり 平成20年度から高松市の制度に統一	
		（※資本等の金額・従業者数により異なる）			
法人税割	制限税率14.7%	標準税率12.3%			
軽自動車税		制限税率 (原付50cc以下、ミニカーは標準税率)	標準税率		
例	原付	50cc以下	両市・町とも同じ 1,000円	平成19年度までは現行どおり 平成20年度から高松市の制度に統一	
		50ccを超え90cc以下	1,300円		1,200円
	軽自動車	2輪	2,600円		2,400円
		4輪	乗用自家用		7,800円
	貨物自家用		4,300円		4,000円
	小型特殊	農耕作業用のもの	1,700円		1,600円
2輪小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円	4,000円		
事業所税	資産割	事業所床面積 1 m ² につき600円	課税なし	平成21年度まで塩江町では課税免除 平成22年度から高松市の制度に統一	
	従業者割	従業者給与総額の 0.25%	課税なし		

※1 個人市・町村民税の均等割の税率は、地方税法により人口規模別に定められています。

※2 制限税率＝標準税率×1.2

不均一課税とは??

合併特例法では、合併関係市町相互の間で地方税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町の全域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって均衡を欠くと認められる場合は、合併が行われた年度およびこれに続く5年度に限って、課税をしないこと（課税免除）または不均一の課税をすること（基本的には現行のまま）ができることとなっています。

合併協定項目の協議状況

合併協議会では、これまでに7回の会議を開催し、合併協定項目について協議を進めています。

これまでの協議状況は、次のとおりです。

なお、合併協定項目の内容や協議結果などの詳細は、合併協議会のホームページに掲載していますので、是非、アクセスしてみてください。

合併協定項目	提 案	協議状況
1 基本的な協議事項		
1 合併の方式	第2回	第2回確認
2 合併の期日	第2回	第2回確認
3 市の名称	第2回	第2回確認
4 市の事務所の位置	第2回	第2回確認
5 財産の取扱い		
2 合併特例法に定める協議事項		
6 地域審議会の取扱い		
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い		
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
9 地方税の取扱い	第5回	第6回確認
10 一般職の職員の身分の取扱い		
3 その他協議事項		
11 町名・字名の取扱い	第4回	第5回確認
12 慣行の取扱い	第4回	第5回確認
13 事務組織及び機構の取扱い		
14 条例・規則等の取扱い		
15 特別職の職員の身分の取扱い	第4回	第5回確認
16 一部事務組合等の取扱い		
17 附属機関等の取扱い		
18 公共的団体等の取扱い		
19 消防団の取扱い	第7回	継続協議
20 使用料・手数料等の取扱い		
21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い		
22 国民健康保険事業の取扱い	第7回	継続協議
23 介護保険事業の取扱い		
24 各種事務事業の取扱い		
4 建設計画に係る協議事項		
25 建設計画		

新しいまちづくりを 考える住民懇談会を開催します！

テーマ 合併によるまちづくりの課題と問題点
合併によりどんなまちになればよいか

日時・場所

平成16年2月28日(土) 午後2時～
会場 塩江町役場 大会議室

平成16年2月29日(日) 午前9時～
会場 自然休養村センター

平成16年2月29日(日) 午後2時～
会場 国民年金保養センター「かがわ」

合併協定項目	提 案	協議状況
24 各種事務事業の取扱い		
1 都市提携	第6回	第7回確認
2 電算システム事業	第6回	第7回確認
3 広聴広報事業	第6回	第7回確認
4 人権啓発事業		
5 コミュニティ施策	第7回	継続協議
6 障害者福祉事業		
7 高齢者福祉事業		
8 生活保護事業		
9 児童福祉事業		
10 その他の福祉事業		
11 保健衛生事業		
12 病院事業		
13 環境対策事業		
14 商工・観光関係事業		
15 農林水産関係事業		
16 建設関係事業		
17 交通関係事業		
18 上水道事業		
19 下水道事業		
20 消防防災関係事業		
21 学校教育事業		
22 社会教育事業		
23 文化振興事業		
24 その他の事業		
女性政策	第7回	継続協議

編集 発行

高松市・塩江町合併協議会事務局
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F
TEL (087) 839-2121 FAX (087) 839-2125
URL <http://www.takamatsu-shionoe.jp>
E-mail : T8046@city.takamatsu.lg.jp

御意見をお待ちしています！

合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。

■合併協議会の傍聴について

会議開始30分前から先着順に受付し、傍聴証をお渡しします。傍聴の定員は50名以内。(ただし、会場の都合などで傍聴人数の制限をさせていただく場合もあります。)

■会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、塩江町役場で会議資料や会議録を御覧いただけるほか、ホームページでも御覧いただけます。